

浜松市春野ふるさと大使設置要綱

(目的)

第1条 旧春野町出身者等、春野地域(以下「本地域」という。)に関わりのある個人又は団体の人的ネットワークを活用し、本地域並びに浜松市のピーアールや地域振興等を図ることを目的として、浜松市春野ふるさと大使(以下「ふるさと大使」という。)を設置する。

(委嘱)

第2条 ふるさと大使は、次の中から市長が委嘱する。

- (1) 各界で活躍している本地域出身者
- (2) 本地域に関わりのある個人又は団体

2 市長はふるさと大使に対し、本地域並びに浜松市をピーアールする名刺を作成し提供する。また、必要と認めた場合には記念品を贈呈することができる。

(活動)

第3条 市長はふるさと大使に対し、次の各号に掲げる事項を依頼する。

- (1) 日常生活、活動のなかで本地域並びに浜松市をピーアールすること。
- (2) まちづくりについての意見、情報等の提供を行うこと。
- (3) その他、ふるさと大使の活動として必要な事項を行うこと。

(任期)

第4条 ふるさと大使の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(報酬)

第5条 ふるさと大使は無報酬とする。ただし、広報誌への原稿依頼やイベントへの参加等、具体的な事項を依頼する場合には、予算の範囲内で謝礼を支払うことができる。

(庶務)

第6条 ふるさと大使に関する庶務は、春野協働センターにおいて処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。